

令和5年11月臨時教育委員会 会議録

11月臨時教育委員会を令和5年11月6日（月）午後3時20分 犬山市立東小学校北舎3階なかよしルームに招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴
委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 長谷川教育部長

【学校教育課】 大黒課長 高木主幹兼指導室長 野口指導主事

記録者 学校教育課 大黒

傍聴者 0名

◆次 第

- 1 開会
- 2 付議事件の審議
第38号議案 人事に関する事項について
- 3 閉会

◆議事内容

開 会	
教育長:	ただ今より令和5年11月臨時の教育委員会を開催いたします。
第38号議案	
教育長:	日程第1 議案第38号「人事に関する事項について」を審議いたします。 事務局説明をお願いします。
事務局	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」ことになっています。議案第38号は、「人事に関する事件その他の事件」に該当することを妥当と判断いたしますがいかがでしょうか。
教育長:	この議案の審議及び採決につきましては、公開しないこととしますが、これにご異議はございませんでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。よって、議案第38号「人事に関する事項について」は、非公開とすることに決定いたしました。暫時、休憩します。
教育長:	休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまから秘密会を開会します。議案第38号「人事に関する事項について」を議題といたします。
	<非公開>

教 育 長:	第38号議案は原案どおり議決されました。 以上で、当局より提出されました案件はすべて終了しました。なお、本日は秘密会としましたので、「犬山市教育委員会会議規則第14条第3項」に基づきまして、会議録には事件の対象となった人物及び内容が特定できる事項は記載しませんのでご了承ください。
教 育 長:	閉 会 これをもちまして、教育委員会11月秘密会を閉会（15：45）させていただきます。
